

第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下「確認調査報告書」という。）として刊行され、この事業は完了した。

③ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下「東京ガス」という。）が高津区千年字伊勢山台一帯で実施する、ガス管理設工事計画を確認した。そこで急遽、東京ガスに連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下「法93条届出」という。）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて市教委と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて市教委に照会があったため、市教委は東京ガスと協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民からの早期着手要請を受けて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し市教委としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は市教委により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がないうえ、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧などが必要となるが、市教委ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて市教委による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に市教委に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡衙関連遺構が遺存していることを確認した。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから市教委に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川：現野川本町3丁目）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、市教委による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

④近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、市教委は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、市教委と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者は遺跡の詳細なデータを提供するため、市教委が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、市教委が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組みについて説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、市教委は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。市教委は、当該地が千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認しているため、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向もあり、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった（第13次調査）。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出したことから、調査後、改めて土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事などの事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られ、現状保存として取扱うことができた。

⑤橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、遺跡群の価値を高め、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を平成26（2014）年度から開始した。その結果、調査成果等からその価値が認められ、平成27（2015）年3月10日に、史跡橘樹官衙遺跡群として指定された。

国史跡指定後、さらに遺跡群の価値を高めるとともに、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の全容解明に向け、市教委は調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を実施することとした。この事業に伴い実施した千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の調査は、平成26（2014）年度～令和7（2025）年度までに31回実施し、大きな成果をあげている。

なお、第30次及び第35次調査については、史跡整備事業に伴う確認調査である。

（2）橘樹官衙遺跡群－影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』などで紹介されるなど、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の

2種類あることなどが指摘されてきた。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成など不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50（1975）年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されることになり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8回、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4回、影向寺境内墓地整備工事に伴う発掘調査が3回、合計15回の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕とともに橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成28（2016）年度～令和7（2025）年度までに27回（影向寺遺跡第16次調査～第42次調査）を実施している。

なお、第21次及び第22次調査については、橘樹官衙遺跡群確認調査事業とは別に、民間開発事業に伴い実施された発掘調査である。

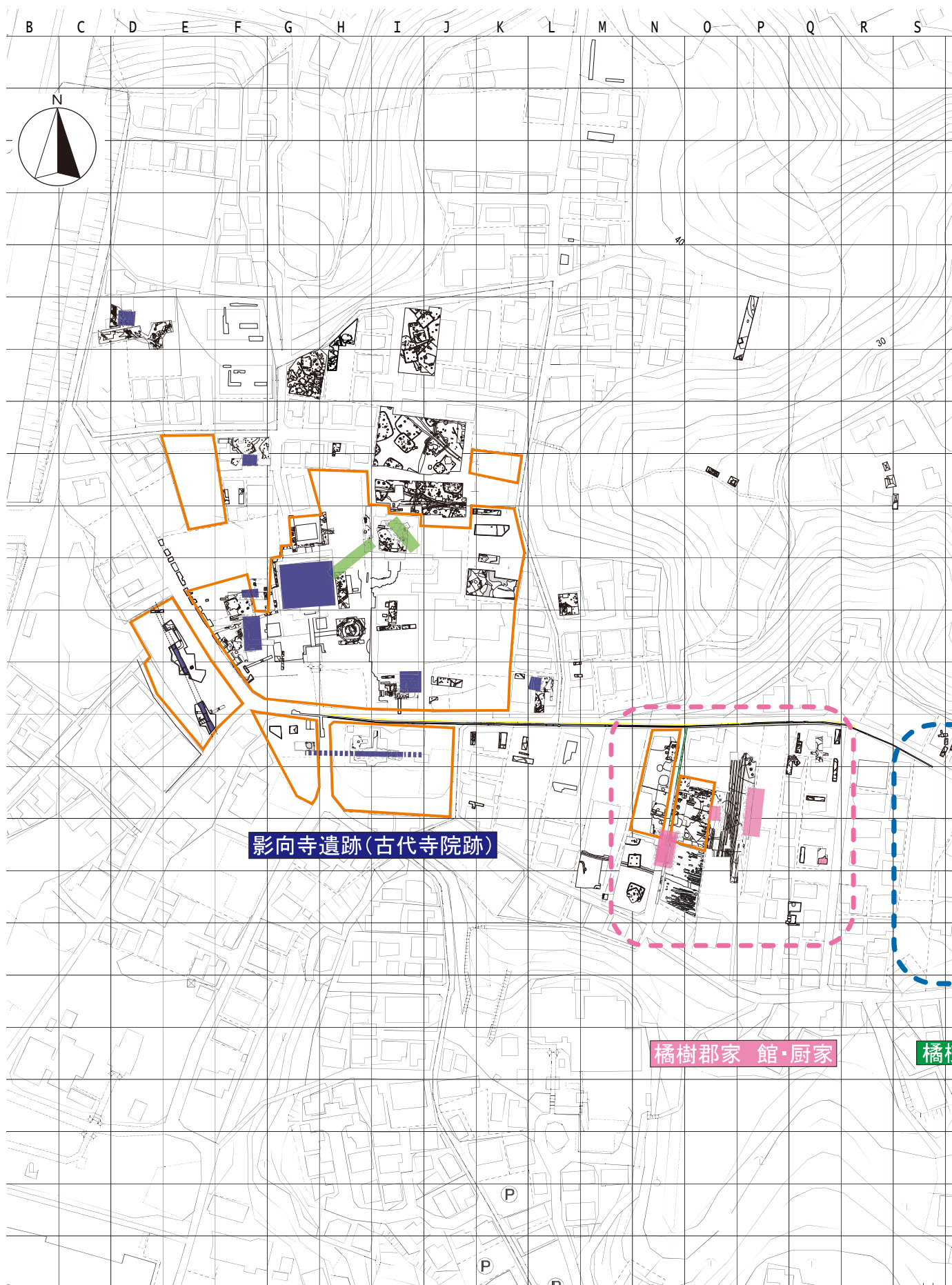
第4節 遺跡群における保存整備状況

橘樹官衙遺跡群については、平成27（2015）年3月10日の国史跡指定後、平成30（2018）年度に第1期整備基本計画の策定を行った。その後、第1期整備基本計画の短期計画第1期に基づき、令和元～5（2019～2023）年度、史跡橘樹官衙遺跡群のうち、「旧たちばな古代の丘緑地」部分及びその西側隣接地において史跡整備を実施した。整備対象地については、地域住民及び市民等にとっての憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備した。

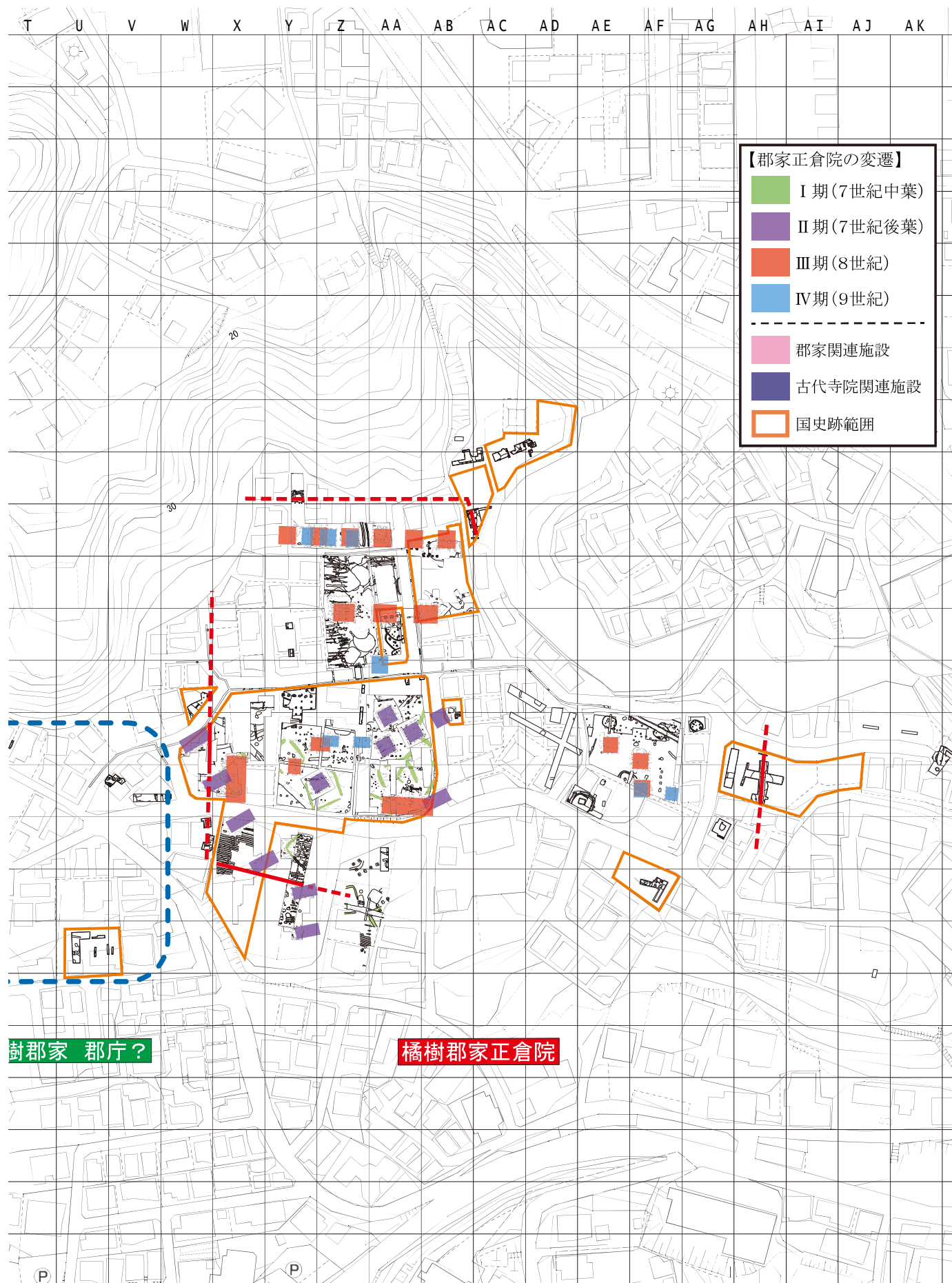
そして、令和6（2024）年5月18日に「橘樹歴史公園」としてオープンし、一般に供用を開始しており、多くの人に利用されている。



写真1 橘樹歴史公園（南東から）



第11図 橘樹官衙遺跡群関連施設推定配置図 (S=1/2,000)



第4章 整備の方針と目標

第1節 基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の整備については、次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。また、示した視点を考慮し、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認し、社会状況を踏まえながら、必要に応じて整備を行うものとする。

なお、整備の詳細な仕様等については、令和4・5（2022・2023）年度における第1期整備基本計画短期計画第1期に基づく橘樹歴史公園の整備で用いた仕様等に準拠する。

【視点】

- （1）史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- （2）古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- （3）史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- （4）史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- （5）史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能

第2節 整備目標

前述の基本方針、また、保存活用計画における活用の基本方針も踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の将来目指すべき姿として、整備目標を次のように設定する。

①橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を体感できる場として整備する。
②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用ができる場として整備する。
③橘樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。
④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。

第5章 整備の基本計画

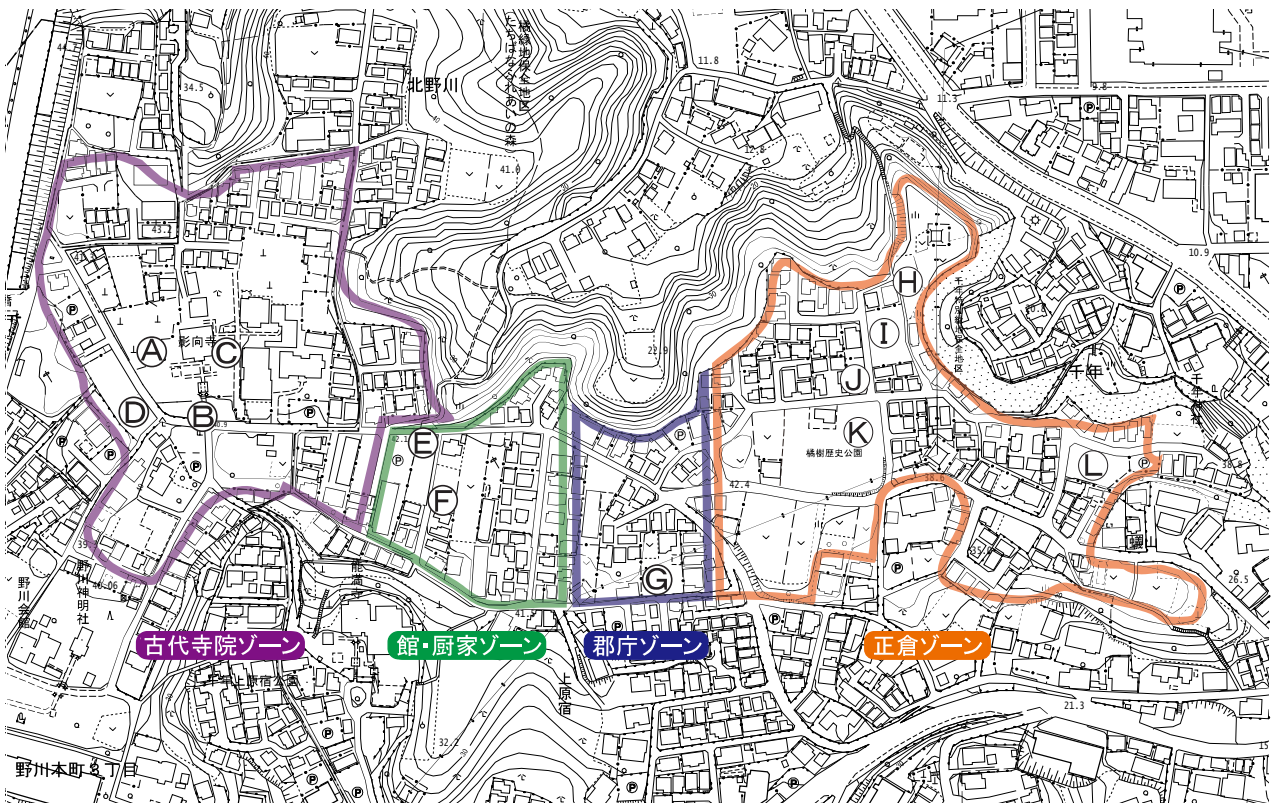
第1節 地区区分と地区別整備計画

(1) 地区区分とその範囲（第11図）

橘樹官衙遺跡群では、地域ごとに発見されている遺跡・遺構等の性格が大きく異なっているため、同じ内容・手法等で整備を実施することは困難である。そこで、整備基本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地形等に考慮しつつ、遺跡・遺構等の内容・様相に合わせて、次の4つの地区（以下「ゾーン」という）を設定し、各ゾーンごとの整備計画を示すとともに、各項目ごとの整備内容も示す。

第2表 橘樹官衙遺跡群における地区（ゾーン）

ゾーン名	地区の範囲とその概要
①古代寺院ゾーン	現在の影向寺境内及びその周辺地域、遺構としては古代寺院の推定金堂跡、塔跡等
②館・厨家ゾーン	橘樹郡家正倉院と古代寺院の間の地域で、概ね現在の千年字上原宿の範囲、遺構としては橘樹郡家の館跡・厨家跡とその関連施設等
③郡庁ゾーン	橘樹郡家郡庁が展開すると推定される地域で、概ね現在の千年字上原宿の範囲、遺構としては橘樹郡家の郡庁跡とその関連施設等
④正倉ゾーン	橘樹郡家正倉院が展開する地域で、概ね現在の千年字伊勢山台及び蟻山の範囲、遺構としては橘樹郡家の正倉院及びその関連施設等



第12図 橘樹官衙遺跡群における地区（ゾーン）区分とその範囲



写真2 古代寺院ゾーン (A)



写真3 古代寺院ゾーン (B)



写真4 古代寺院ゾーン (C)



写真5 古代寺院ゾーン (D)



写真6 館・厨家ゾーン (E)



写真7 館・厨家ゾーン (F)



写真8 郡庁ゾーン (G)



写真9 正倉ゾーン (H)



写真 10 正倉ゾーン (I)



写真 11 正倉ゾーン (J)



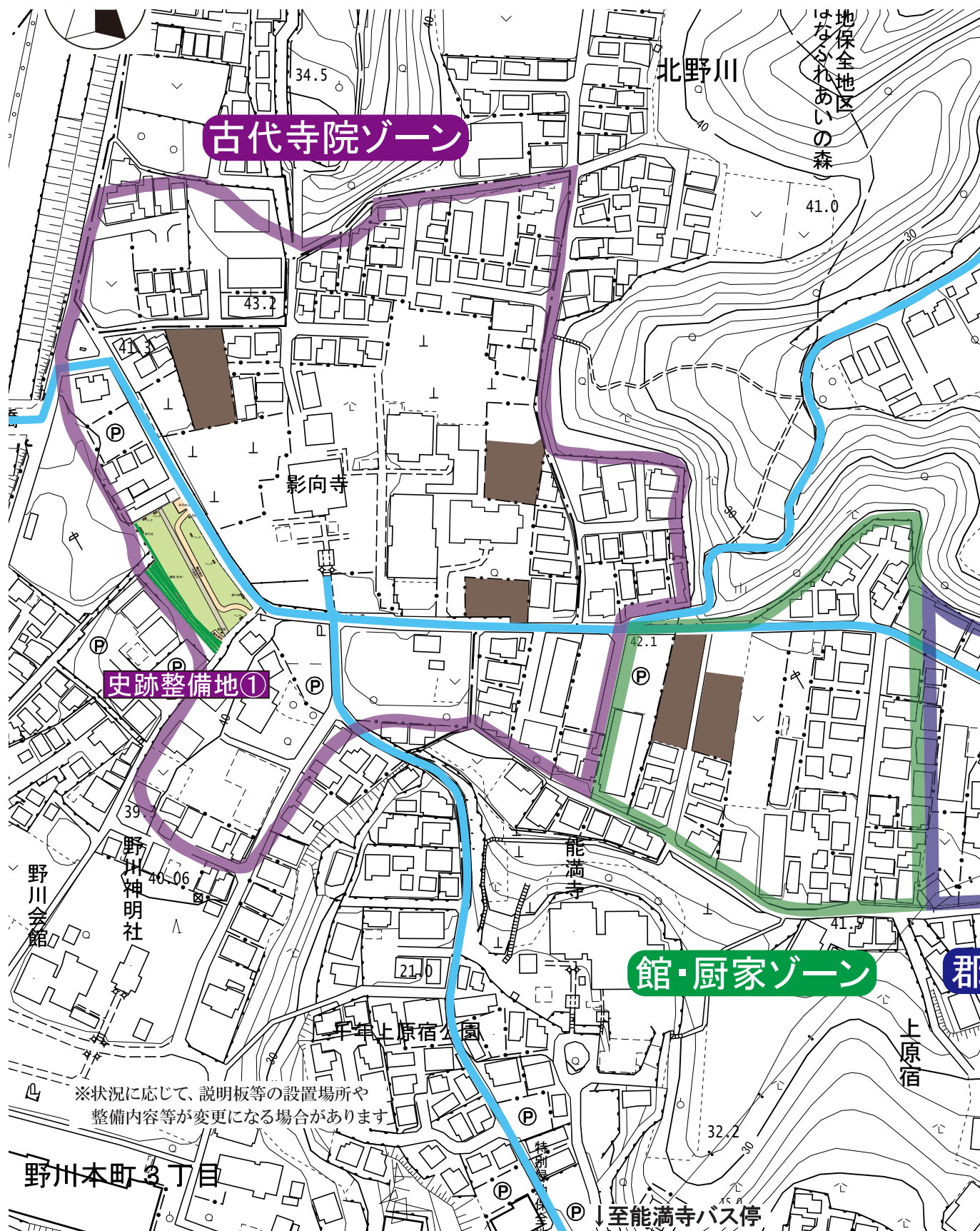
写真 12 正倉ゾーン (K)

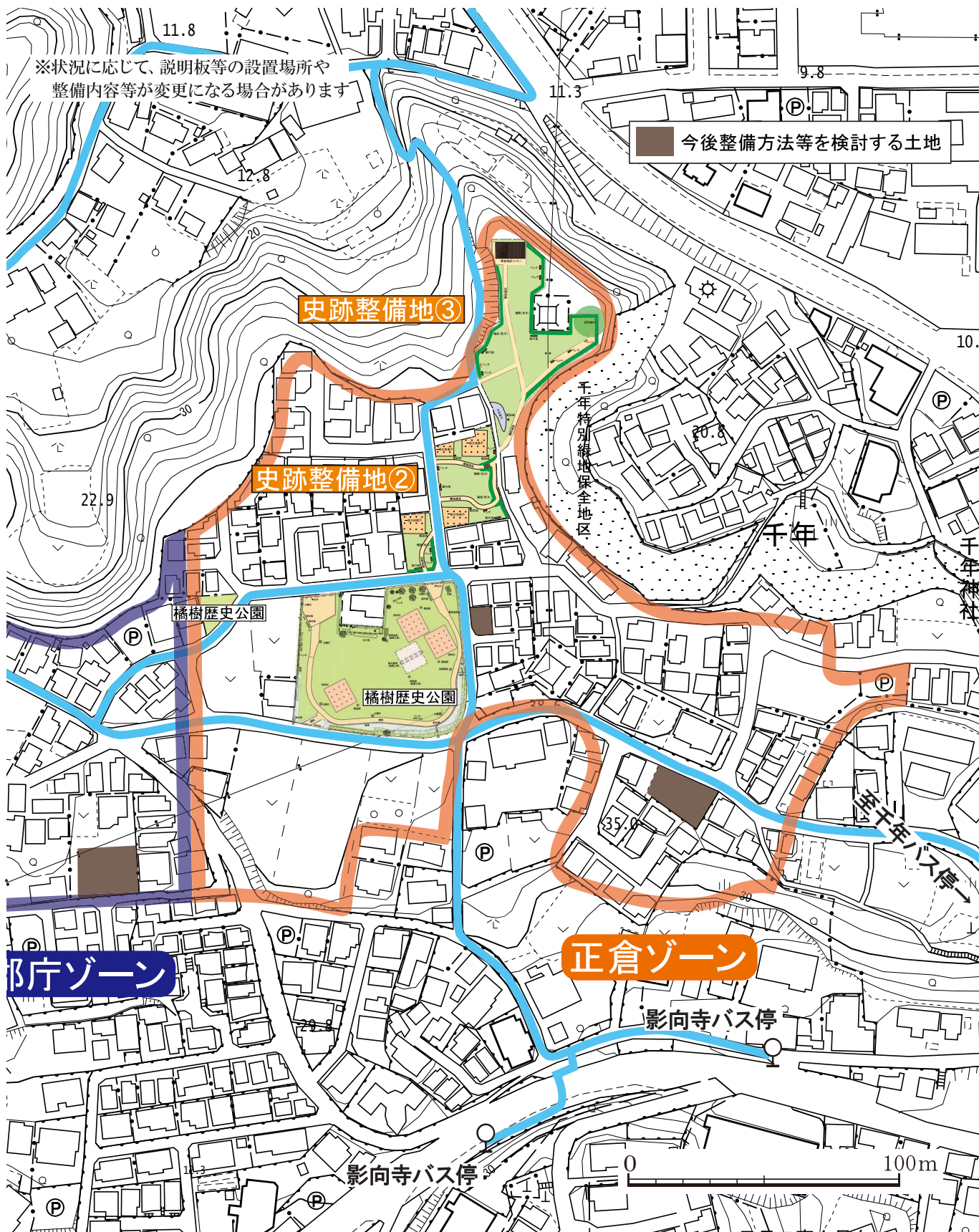


写真 13 正倉ゾーン (L)

(2) ゾーン別整備計画

第12図で設定したゾーン区分内における遺跡・遺構等の内容や、ゾーンごとの性格や役割の違い等が分かるよう、各ゾーンごとに、次に示すような整備を行う。





①古代寺院ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
古代寺院ゾーン	●今後の発掘調査や研究成果等をもとに、古代寺院の主要建物や区画施設等について、ゾーンの大部分を占める影向寺の協力を得ながら、来跡者が体感できるよう整備する。 ●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●古代寺院主要建物や区画施設等の表示、既存樹木管理 ●解説板・説明板・史跡標柱等の設置 ●多目的活用広場の設置 ●整備範囲の地被植栽、園路の整備 ●遮蔽・区画施設の設置、植栽整備 ●多目的広場等の設置

②館・厨家ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
館・厨家ゾーン	●橘樹郡家正倉院と、古代寺院とを結びつける地域として、史跡指定地で、公有地化が完了している土地を整備し、遺跡群全体の回遊性を高める。 ●来跡者が史跡を体感しながら、安全・快適に見学でき、憩いの場となるよう整備するとともに、隣接住宅等に影響がないよう配慮を行う。 ●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●橘樹郡家館・厨家施設の表示 ●解説板・説明板・史跡標柱等の設置 ●多目的活用広場の設置 ●整備範囲の地被植栽、園路の整備 ●遮蔽・区画施設、植栽

③正倉ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
正倉ゾーン	●史跡整備が完了し、市民の利活用が行われている橘樹歴史公園と連動した整備を行う。 ●今後の発掘調査や研究成果等をもとに、橘樹郡家正倉院の建物や区画施設等について、来跡者が古代を体感できるよう、公有地化が完了している土地を整備する。 ●来跡者へのわかりやすい案内とともに、憩いの場として快適な見学ができるよう整備する。 ●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●正倉院関連施設の表示、既存樹木管理 ●解説板・説明板等の設置 ●便益施設の設置 ●整備範囲の地被植栽、園路の整備 ●遮蔽・区画施設、植栽 ●多目的広場の設置

④郡庁ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
郡庁ゾーン	●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●説明板等の設置 ●地被植栽、遮蔽・区画施設等の設置

第2節 遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構表示〔一部立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方に基づき実施する。なお、郡庁ゾーンについては、第2期整備基本計画で整備は実施しない。

（1）遺構の整備手法

①遺構復元

遺構の復元については、第1期整備基本計画において全国初の飛鳥時代の倉庫を復元したことから、当面はその適切な維持・管理に努め、新たな遺構の復元は実施しない。

②遺構表示

来跡者が古代橘樹郡家や古代寺院における諸施設の規模や構造等を体感し、史跡橘樹官衙遺跡群への理解を深められるよう、これまでの発掘調査により、概ねその構造や特徴等が明らかになった官衙関連遺構について、同時性を十分確認した上で、一部立体表示や平面表示を行う。

また、史跡の理解を促進するために必要であることから、建物の規模等を表す舗装の色を変える等、時期別の建物配置等を分かりやすく表示する。



写真 14 橘樹官衙遺跡群で遺構復元
（橘樹歴史公園の復元倉庫）



写真 15 立体表示の事例
（橘樹歴史公園の一部立体表示）

（2）地区（ゾーン）ごとの整備

①古代寺院ゾーン〔古代寺院の整備〕

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡では、これまでの発掘調査等で、古代寺院の金堂跡・塔跡とともに、関連する建物が発見されている。こうした調査成果等を踏まえ、国史跡指定地内で公有地化が完了した範囲のうち、それぞれの土地の諸条件等を踏まえた優先順位に基づき整備を実施する。整備に際しては、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、施設の一部立体表示や平面表示等を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

②館・厨家ゾーン〔橘樹郡家の館・厨家の整備〕

橘樹郡家跡館・厨家ゾーンで確認されている官衙関連遺構群は、これまでの発掘調査等で橘

樹郡家の館・厨家跡である可能性が高いことから、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲は、整備地の諸条件や史跡整備の優先順位等に基づき、整備基本計画で整備内容等を定めた上で、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行い、館・厨家施設の一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

③郡庁ゾーン〔橘樹郡家の郡庁の整備〕

橘樹郡家跡郡庁ゾーンでは、これまでの発掘調査等で明確に橘樹郡家郡庁に関連する遺構等は確認されていないが、東側の正倉院、西側の館・厨家等の配置から、当該ゾーン内に橘樹郡家郡庁跡が所在する可能性が高い。今後、国史跡指定地内で一定程度の公有地化が完了した場合は、整備地の諸条件や史跡整備の優先順位等に基づき、整備基本計画で整備内容等を定め、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、郡庁施設の一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

④正倉ゾーン〔橘樹評段階倉庫群の整備・橘樹郡家正倉院の整備〕

橘樹郡家跡正倉院ゾーンでは、その一部に、令和6（2024）年5月18日、都市公園（歴史公園）として橘樹歴史公園をオープンさせ、地域を含む多くの人々に利用されている。今後は、橘樹歴史公園と連動して、市民の積極的な利活用を推進し、さらに多くの人が訪れる地域の歴史文化資源となるよう、国史跡指定地内で公有地化が完了した範囲については、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

（3）遺構整備に伴う発掘調査

橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が検出されている橘樹郡家正倉院や古代寺院等については、古代官衙施設・建物等一部立体・平面表示等、遺構整備を実施するために必要な情報を得ることを目的として、遺構に影響が及ばないよう必要最小限の調査とし、十分留意して発掘調査を行う。

第3節 動線に関する整備

動線に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

（1）動線・サイン計画

①整備計画地は、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲であり、遺跡群内に散在

することから、各整備地を円滑に移動できるよう動線を整備する。

②整備計画地全域は基本的に自由動線とし、強制動線としての園路は設けないものとする。

③サイン表示等の設置箇所や内容の検討を行い、必要に応じて再配置を行う。

（２）園路

園路を設置する場合は、舗装等は必要最小範囲とし、遺構の性格や景観を損なわない園路線形や幅員等で整備を行う。また、バリアフリーについても、前述に合わせて対応する。

（３）広場

整備地の広場は、原則として地被植物等で植栽し、眺望の積極的な活用や遮蔽の必要性等、周辺との関係性に十分配慮した上で設置場所を決定し、整備する。また、要所には、休憩や簡易的な学習の機会等といった短時間の滞在や、イベント等の開催による長時間の滞在も可能な多目的広場を整備する。

第４節 地形造成に関する整備

地形造成に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

（１）造成

①整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。ただし、現地形や旧地形を可能な限り保存できるよう配慮する。

②遺構の表示等の整備に際しては、遺構に影響が及ばないように、整備に必要な掘削深度と遺構保存面との間に適切な厚さの保護盛土を行う。

③整備工事に際して、遺構面または景観等に影響がないよう、重機等の使用に関しては十分配慮する。

（２）電気・給排水

①電気・給排水の設備は、地下の遺構への影響が及ばないように、十分注意して整備する。

②電気設備は、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置する。

③遺構等の保存整備に際しては、表装を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

第５節 修景及び植栽に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、史跡の修景等の観点から、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

①遺構に損傷を与えると判断された既存木は、伐根に考慮しながら伐採する。

②周辺の建築物等に対し、遮断植栽の配植を原則とするが、植栽の配植が周辺建築物等に影響が及ぼす場合、より適切な遮断機能を配置する。